平成２２年（フ）第３１２８号
横浜市旭区東希望が丘217番地22　スターホームズ希望ヶ丘103号
破産者　長島　　毅
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５８号
神奈川県大和市上草柳３丁目10番７号
破産者　新井　和男
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６４４号
横浜市中区山田町８番地２　モアレ山田町1001号室
破産者　大村　利隆
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１９号
神奈川県厚木市恩名１丁目１番14号　ゴールドリーフ本厚木303
破産者　永澤　直幸
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８号
福井市中野１丁目1811番地
破産者　水野　秀光
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
福井県坂井市丸岡町北横地第15号８番地13
破産者　武田　照美
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
福井市門前町第14号25番地１　おさごえハイツ201
破産者　杉中　陽子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
福井県丹生郡越前町小樟第５号28番地
破産者　濵野佐智夫
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
福井市若杉３丁目1603番地　レオパレスオアシス204号、旧住所札幌市北区北27条西７丁目３番22号　ゾンネブルーメ202号
破産者　宮﨑　啓行
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
岐阜県可児市菅刈1373番地１　グランディーハイツ西可児505
破産者　メイギデンキこと　安藤　裕司
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９０７号
静岡県藤枝市水守301番地の６、旧住所静岡県藤枝市下藪田757番地の２　メゾン藪田101号
破産者　早川　友義
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０１号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目15番１号　大井文化102号、前住所兵庫県尼崎市次屋１丁目７番38号　グリーンハイツ次屋101号
破産者　松本　義光
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２５号
神戸市西区大津和３丁目１番地の10　ジュネスタチバナ401号
破産者　諏訪原　裕
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市浜３丁目10―８　第二神崎ハイツ101号室、破産手続開始決定時の住所神戸市西区春日台３丁目２番地　ＣＳ―310号
破産者　上辻　靖夫
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
高知市一宮東町５丁目34番８号　シャトーＫＯＣＨＩⅡ・101号
破産者　泉　　周一
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８号
熊本県阿蘇市乙姫298番地５
破産者　髙村　和幸
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９号
熊本県阿蘇市乙姫298番地５
破産者　髙村　　幸
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第４４５号
大分市大字志生木3706番地の42
破産者　姫野小百合
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５９号
宮崎市大字恒久4301番地１　プレステージマンションクレール909号、前住所宮崎市柳丸町81番地１　ル・グラン柳丸1005号
破産者　金井　雅彦
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係